

平成十三年文部科学省令第四十号

独立行政法人国立美術館に関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七号、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）第三十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立美術館に関する省令を次のように定める。

（通則法第八條第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八條第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六條の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十條第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六條の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 国立美術館に係る通則法第十九條第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 国立美術館の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者を

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれ

のある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、国立美術館の他の監事との意思疎通及び情報交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなればならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 国立美術館の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 国立美術館の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他国立美術館の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 国立美術館の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三 国立美術館に係る通則法第十九條第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号。以下「国立美術館法」という。）及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条の四 国立美術館に係る通則法第二十八條第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 国立美術館法第十一條第一号の規定に基づく東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館の設置に関する事項

二 国立美術館法第十一條第二号に規定する美術に関する作品その他の資料の収集、保管及び供覧に関する事項

三 国立美術館法第十一條第三号に規定する調査及び研究に関する事項

四 国立美術館法第十一條第四号に規定する情報及び資料の収集、整理及び提供に関する事項

五 国立美術館法第十一條第五号に規定する教育及び普及の事業に関する事項

六 国立美術館法第十一條第六号に規定する美術館の供用に関する事項

七 国立美術館法第十一條第七号に規定する研修に関する事項

八 国立美術館法第十一條第八号に規定する援助及び助言に関する事項

九 国立美術館法第十一條第九号に規定する附帯業務に関する事項

十 業務委託の基準

十一 競争入札その他契約に関する基本的事項

十二 その他国立美術館の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条 国立美術館は、通則法第三十條第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（国立美術館の最初の事業年度の属する中期計画については、国立美術館の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 国立美術館は、通則法第三十條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（中期計画記載事項）

第三条 国立美術館に係る通則法第三十條第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 中期目標期間を超える債務負担

四 積立金の使途

（年度計画の作成・変更に係る事項）

第四条 国立美術館に係る通則法第三十一條第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 国立美術館は、通則法第三十一條第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第五条 国立美術館に係る通則法第三十二條第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなれば

ならない。その際、国立美術館は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、国立美術館の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該事業年度における業務のける業務の実績。なお、当該業務の実績が通績及び当該通則法第二十九條第二項第二号に掲げられた事項に係るものである場合には、評価を行つた結果を明らかにするものとする。

二 当該事業年度における中期目標の期間における当該業務の実績に係る財務情報及び当該業務の実績に関する情報

三 当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について国立美術館が評価を行つた結果。なお、当該評価を行つた結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

中期目標の期一 中期目標の期間の終了時に見間の終了時に込まれる中期目標の期間における見込まれる中業務の実績。なお、当該業務の実績の期間が通則法第二十九条第二項第二における業務号に掲げる事項に係るものであるの実績及び当該場合には次のイからニまで、同項該実績について第三号から第五号までに掲げる事項を自ら評価を項に係るものである場合には次の行った結果をイからハまでに掲げる事項を明らかにするかにしたものでなければならぬ。

イ 中期目標及び中期計画の実施状況
ロ 当該期間における業務運営の状況
ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値
ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報
二 当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について国立美術館が評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。
イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由
ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

を明らかにする報告書
しつたものでなければならぬ。
イ 中期目標及び中期計画の実施状況
ロ 当該期間における業務運営の状況
ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値
ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報
二 当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について国立美術館が評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。

イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由
ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
2 国立美術館は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
第六條及び第七條 削除
(会計の原則)
第八條 国立美術館の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四條第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。
3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会

計に関する研究の成果として公表された基準(第十一條の二第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。)は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。
(会計処理)
第九條 文部科学大臣は、国立美術館が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。
2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。
(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)
第九條の二 文部科学大臣は、国立美術館が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額(以下この条において「除去費用等」という。)についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。
(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)
第九條の三 文部科学大臣は、国立美術館が通則法第四十六條の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。
(財務諸表)
第十條 国立美術館に係る通則法第三十八條第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。
(事業報告書の作成)
第十條の二 国立美術館に係る通則法第三十八條第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。
一 国立美術館の目的及び業務内容

二 国の政策における国立美術館の位置付け及び役割
三 中期目標の概要
四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
五 中期計画及び年度計画の概要
六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
八 業績の適正な評価に資する情報
九 業務の成果及び当該業務に要した資源
十 予算及び決算の概要
十一 財務諸表の要約
十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明
十三 内部統制の運用状況
十四 国立美術館に関する基礎的な情報
(財務諸表の閲覧期間)
第十一條 国立美術館に係る通則法第三十八條第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。
(会計監査報告書の作成)
第十一條の二 通則法第三十九條第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものとして解してはならない。
一 国立美術館の役員(監事を除く。)及び職員
二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告書を作成しなければならない。
一 会計監査人の監査の方法及びその内容
二 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が国立美術館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重

要事項を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。
2 国立美術館は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
第六條及び第七條 削除
(会計の原則)
第八條 国立美術館の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四條第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。
3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会

要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、国立美術館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、国立美術館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書（内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等）について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日

4 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

（短期借入金金の認可の申請）

第十二条 国立美術館は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの

認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 借入れ又は借換えを必要とする理由

二 借入れ又は借換先の額

三 借入先又は借換先の利率

四 借入れ又は借換先の借換えの利率

五 償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十三条 国立美術館に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の認可の申請）

第十四条 国立美術館は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び評価額

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 国立美術館の業務運営上支障がない旨及びその理由

2 美術に関する作品（前条に規定する重要な財産であるものに限る。）の処分等について認可を受けようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を申請書に記載しなければならない。

一 処分等の相手方の氏名又は名称及び住所

二 処分等が当該美術に関する作品の保存及び活用に資することとなる旨及びその理由

（通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織）

第十四条の二 国立美術館に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）

であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に在職し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として文部科学大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合に於ては他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位）

第十四条の三 国立美術館に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に關する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

第十五条 国立美術館に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に關する政令第二十一条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

（評価に関する庶務）

第十六条 国立美術館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文部科学大臣が指定するものとする。

附則 附則（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 国立美術館の成立の際の会計処理の特例

（成立の際の会計処理の特例）

第二条 国立美術館の成立の際国立美術館法附則第五条第二項の規定により国立美術館に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があつたものとみなす。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月三〇日）文部科学省令第三〇号

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三一）日 文部科学省令第一四号） 抄

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附則（平成二二年一月二六日）日 文部科学省令第二一号）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年十一月二十七日）から施行する。

附則（平成二七年三月三〇日）日 文部科学省令第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条

2 通則法改正法附則第八條第一項の規定により旧通則法第二十九條第一項の中期目標が新通則法第二十九條第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九條第二項第二号」とあるのは、「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九條第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは、「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九條第二項第二号から」とあるのは、「旧通則法第二十九條第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九條第二項第二号」とあるのは、「期間における業務の実績」とあるものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月三〇日）日 文部科学省令第三〇号

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三一）日 文部科学省令第一四号） 抄

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附則（平成二二年一月二六日）日 文部科学省令第二一号）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年十一月二十七日）から施行する。

附則（平成二七年三月三〇日）日 文部科学省令第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条

2 通則法改正法附則第八條第一項の規定により旧通則法第二十九條第一項の中期目標が新通則法第二十九條第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九條第二項第二号」とあるのは、「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九條第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは、「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九條第二項第二号から」とあるのは、「旧通則法第二十九條第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九條第二項第二号」とあるのは、「期間における業務の実績」とあるものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月三〇日）日 文部科学省令第三〇号

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三一）日 文部科学省令第一四号） 抄

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附則（平成二二年一月二六日）日 文部科学省令第二一号）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年十一月二十七日）から施行する。

附則（平成二七年三月三〇日）日 文部科学省令第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条

2 通則法改正法附則第八條第一項の規定により旧通則法第二十九條第一項の中期目標が新通則法第二十九條第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九條第二項第二号」とあるのは、「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九條第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは、「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九條第二項第二号から」とあるのは、「旧通則法第二十九條第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九條第二項第二号」とあるのは、「期間における業務の実績」とあるものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月三〇日）日 文部科学省令第三〇号

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三一）日 文部科学省令第一四号） 抄

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附則（平成二二年一月二六日）日 文部科学省令第二一号）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年十一月二十七日）から施行する。

附則（平成二七年三月三〇日）日 文部科学省令第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条

2 通則法改正法附則第八條第一項の規定により旧通則法第二十九條第一項の中期目標が新通則法第二十九條第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九條第二項第二号」とあるのは、「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九條第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは、「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九條第二項第二号から」とあるのは、「旧通則法第二十九條第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九條第二項第二号」とあるのは、「期間における業務の実績」とあるものとする。

績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号」とする。

一から五まで 略

六 独立行政法人国立美術館に関する省令第五条第一項

(業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の次に掲げる省令

の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一から九まで 略

十 独立行政法人国立美術館に関する省令第十条の二第三項

附 則 (平成二八年四月一日文部科学省

令第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月七日文部科学省

令第二号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一日文部科学

省令第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月一三日文部科学省

令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令

の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一から九まで 略

十 独立行政法人国立美術館に関する省令第十条及び第十条の二

附 則 (令和四年三月三十一日文部科学省

令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。